

第658回通関協議会（本関地区）

- 1、日 時 平成24年 12月 4日（火） 12時より
- 2、場 所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室
- 3、議題等（敬称略）

(1) 年末特別警戒の実施に係る協力依頼について

業務部 徳永 管理課長

(2) 年末年始における税関業務の取扱いについて

業務部 内山 統括審査官（通関総括第1部門）

(3) 再輸出減免税貨物の輸出の届出書への記載事項について

業務部 山田 統括審査官（通関総括第3部門）

(4) こんにゃく芋に係る特別緊急関税の発動について

業務部 山田 統括審査官（通関総括第3部門）

(5) AEO相互承認の実施について（カナダ・米国）

業務部 小山 認定事業者管理官（第2部門担当）

(6) 平成25年における延滞税等の特例基準割合について

業務部 鈴木 収納課長

4、その他・連絡事項等

なし

開催予定日 平成25年 1月 16日（火） 12:00～

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください

公益財団法人日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758

E-mail: yokohama@kanzei.or.jp

平成 24 年 12 月 4 日
本関地区 通関協議会
横浜税関 業務部



横浜税関では、平成 24 年 12 月 12 日 (水) から 12 月 19 日 (水) までを『**年末特別警戒期間**』として設定し、覚せい剤等の不正薬物及びけん銃等に対する水際取締りを一層強化します。

皆様からの情報が密輸出入の水際防止につながります。
税関・密輸ダイヤルへの情報提供をお待ちしております。



密輸ダイヤル(24h)

シ ロ イ ク ロ イ

0120-461-961

E-mail : yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp



QRコード

平成24年11月29日

関係各位

横浜税関

年末年始における税関業務のお知らせ

年末年始期間中（平成24年12月29日（土）から平成25年1月3日（木））の税関業務については、下記のとおり取扱うこととしておりますので、お知らせします。

1. 監視取締関係業務					
(1) 本関	通常どおり窓口業務を行います。				
(2) 千葉税関支署	通常どおり窓口業務を行います。				
(3) 仙台空港税関支署	通常どおり窓口業務を行います。				
(4) 川崎税関支署	12月29日（土）から12月31日（月）は9時から17時まで窓口業務を行います。 上記時間帯以外における業務処理については、監視部取締部門（045-212-6070） で対応致します。				
(5) その他の官署	全日閉庁します。 期間中における業務については、「年末年始期間中における連絡先」（別紙）にご連絡 願います。 なお、事前に予定が判明している場合は、12月28日（金）17時までに最寄りの 税関官署にご連絡願います。				
2. 通関関係業務及び保税関係業務					
以下の管轄内に蔵置 されている貨物	下記のとおり監視部取締部門（以下「取締部門」という。）と業務部特別通関部門 （以下「特通部門」という。）が連携して対応致します。				
		<table border="1"><thead><tr><th></th><th>通関関係業務</th><th>保税関係業務</th></tr></thead></table>		通関関係業務	保税関係業務
		通関関係業務	保税関係業務		
	○本関地区 本関 鶴見出張所 大黒埠頭出張所 山下埠頭出張所 本牧埠頭出張所	12月29日（土）	特通部門において業務処理を行います。（8時30分から17時）		
		12月30日（日）	業務要請がある場合は、特通部門で業務処理を行います。 12月29日（土）17時までは特通部門、それ以降は取締部門までご連絡願います。		
		12月31日（月）	特通部門において業務処理を行います。（8時30分から17時）		
		1月1日（火）	閉庁（緊急の業務要請がある場合は、取締部門にご連絡願います。）		
		1月2日（水）	特通部門において業務処理を行います。（8時30分から17時）		
	1月3日（木）				

	取扱業務	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出入申告（積戻し申告、蔵・移・総保入承認申請を含む） ・輸出許可後の許可内容変更 ・開庁時間外の執務を求める届出 ・輸入申告に係る収納事務（担保業務を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ・保税運送承認 ・保税運送到着確認 ・事故確認 ・積卸コンテナリスト通関 ・見本一時持出許可 ・貨物取扱許可・届 ・指定地外貨物積卸許可 ・開庁時間外の執務を求める届出
<p>※ 監視部取締部門（取締部門）（045-212-6070）</p> <p>※ 業務部特別通関部門（特通部門）（045-212-6115、6163）</p> <p>（1）申告（申請等）方法等は、現行の執務時間外における体制と同様です。</p> <p>（2）既に本関以外の官署に予備申告されている貨物等、業務部特別通関部門においてお取り扱いできない場合がありますので、事前に予定が判明している場合は、12月28日（金）17時までに管轄の税関官署にご連絡願います。</p> <p>（3）不明な点等については、12月28日（金）17時までに、 通関関係は業務部通関総括第1部門（045-212-6150）、 保税関係は監視部保税取締部門（045-212-6126）までお問い合わせ願います。</p>			
○その他の官署	<p>全日閉庁します。</p> <p>期間中における通関関係業務及び保税関係業務については、「年末年始期間中における連絡先」（別紙）にご連絡願います。</p> <p>なお、事前に予定が判明している場合には、12月28日（金）17時までに最寄りの税関官署にご連絡願います。</p>		
3.その他			
<p>あらかじめお知らせいただいた業務が事前に終了した場合、又は業務内容に変更が生じた場合には、その旨を連絡先の税関官署へご連絡願います。</p>			

年末年始期間中(12/29(土)～ 1/3(木))における連絡先

<p>本関地区</p> <p>(本関 鶴見出張所 大黒埠頭出張所 山下埠頭出張所 本牧埠頭出張所)</p>	<p>(監視関係業務) 監視部取締部門 045-212-6070</p> <p>(通関及び保稅関係業務) 業務部 特別通関部門 045-212-6115、6163 12/29～1/3(12/30、1/1を除く) 08:30～17:00 ※ 上記以外の時間帯については、監視部取締部門へご連絡願います。</p>
<p>仙台塩釜税関支署</p>	<p>090-2224-8515 (監視関係業務)</p> <p>090-5520-3014 (保稅関係業務)</p> <p>090-3224-1904 (通関関係業務)</p>
<p>石巻出張所</p>	<p>090-7235-9951 (監視及び保稅関係業務)</p> <p>090-3224-1905 (通関関係業務)</p>
<p>気仙沼出張所</p>	<p>090-3224-1906</p>
<p>仙台空港税関支署</p>	<p>022-383-2390 (監視及び保稅関係業務)</p> <p>022-383-3580 (通関関係業務) ※閉庁日は090-3220-7801</p>
<p>小名浜税関支署</p>	<p>090-8035-4077 (監視及び保稅関係業務)</p> <p>090-3224-1903 (通関関係業務)</p>
<p>相馬出張所</p>	<p>090-1691-1736</p>
<p>福島空港出張所</p>	<p>090-7422-9187</p>
<p>鹿島税関支署</p>	<p>090-3220-7859 (監視及び保稅関係業務)</p> <p>090-1041-8485 (通関関係業務)</p>
<p>日立出張所</p>	<p>090-1691-1693</p>
<p>つくば出張所</p>	<p>090-4620-0115</p>
<p>千葉税関支署</p> <p>船橋市川出張所</p> <p>木更津出張所</p> <p>姉崎出張所</p> <p>銚子監視署</p>	<p>千葉税関支署 043-241-7021 090-3224-1400</p>
<p>川崎地区</p> <p>(川崎税関支署)</p> <p>(東扇島出張所)</p>	<p>(監視関係業務) 044-266-5641 12/29～31、09:00～17:00 ※上記以外の時間帯については、監視部取締部門(045-212-6070)へ ご連絡願います。</p> <p>(通関及び保稅関係業務) 業務部 特別通関部門 045-212-6115、6163 12/29～1/3(12/30、1/1を除く) 08:30～17:00 ※ 上記以外の時間帯については、監視部取締部門へご連絡願います。</p>
<p>横須賀税関支署</p>	<p>090-4620-0104 (通関関係業務)</p> <p>090-8035-4041 (監視及び保稅関係業務)</p>
<p>三崎監視署</p>	<p>090-4620-0106</p>
<p>宇都宮出張所</p>	<p>090-4825-2798</p>

平成 24 年 12 月 4 日
本関地区 通関協議会
横浜税関 業務部

税関様式 T 第 1385 号

再輸出減免税貨物の輸出の届出書

平成 年 月 日

税 関 御 中

届 出 者
住 所
氏名又は名称 印

〔 関税定率法第 17 条第 1 項第 号
関税定率法第 18 条第 1 項 〕の規定により関税の免除（軽減）を受けて輸入し
た貨物を輸出したので同条第 項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

品 名	数 量	輸入許可年月日	輸入許可書の番号
輸出許可税関	輸出の年月日	輸出許可書の番号	輸出の旨の記載を受けた輸入許可書又はこれに代わる証明書の交付年月日
	船積年月日		

- (注) 1. この届出書は、1 通提出して下さい。
2. この届出書は、再輸出減免税を受けた輸入貨物を輸出した時に輸出許可税関から当該貨物の輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書に輸出済の記載を受け、その交付を受けた日から 1 月以内に当該貨物の輸入地所轄税関に提出しなければなりません。

(規格 A 4)

平成 24 年 12 月 4 日
本関地区 通関協議会
横浜税関 業務部

【通関業者の皆様へ】

こんにゃく芋に係る特別緊急関税の発動について

関税暫定措置法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づき、こんにゃく芋に対して平成 24 年 12 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間、特別緊急関税が加算されます。

適用期間内における当該物品の輸入申告につきましては、「5. NACCS 用品目コード(輸入)」中、「暫定法第 7 条の 3 発動後のもの」が適用となりますので、充分ご注意ください。

なお、ご不明な点につきましては、税関にお問い合わせ下さい。

【こんにゃく芋に係る発動対象品目】

実行関税率表(2010)			NACCS 用品目コード			備考
番号	細分	NACCS 用	番号	細分	NACCS 用	
1212.99	190	†	1212.99	190	5	暫定法第 7 条の 3 発動前のもの
				090	3	暫定法第 7 条の 3 発動後のもの

平成24年11月20日より

平成24年11月
財務省・税関

日カナダ間AEO相互承認

が実施されます。

カナダとのAEO相互承認の実施にあたり、日本のAEO輸出者の皆様は、カナダの税関手続で相互承認のメリットを受けることができます。

なお、日本のAEO輸出者の皆様は、カナダの税関手続での相互承認メリットを受けるにあたり、特段の作業は要しません。

カナダのAEO輸出者^(※)と取引を行う日本の輸入者の皆様は、以下の方法で、日本の税関手続で相互承認のメリットを受けることができます。

※ カナダのAEO制度は、PIP(Partners in Protection)といいます。

日本の輸入者の皆様が取引を行うカナダの輸出者が、PIP輸出者である場合には、カナダのPIP輸出者が保有する12桁の相互承認用コード(参考1)、又は、カナダの輸出者が保有する5桁のコードをその方に確認し、5桁のコードを通知された場合には、ルール(参考2)に従って12桁としたうえで、日本での輸入手続の際にNACCSの海外仕出人コード欄に入力して下さい。

【参考1:カナダのPIP輸出者が保有する相互承認用コード(12桁)の体系】
“A”+英数字7桁+国コード(CA)+数字2桁

【参考2:5桁から12桁への変換ルール】
5桁のコードの前に“A00”を、後ろに“CA00”を挿入
(例)5桁コードが“12345”の場合 → 12桁コードは、“A0012345CA00”となる。

日カナダ間AEO相互承認の内容については、

http://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/facilitation/ka220625.htm
を参照下さい。

ご不明な点は、各税関のAEO制度担当までお問い合わせ下さい。

函館税関	電話:0138-40-4254	神戸税関	電話:078-333-3071
東京税関	電話:03-3599-6343	門司税関	電話:050-3530-8312
横浜税関	電話:045-212-6125	長崎税関	電話:095-828-0126
名古屋税関	電話:052-654-4169	沖縄地区税関	電話:098-862-9291
大阪税関	電話:06-6576-3391		

平成24年12月3日より

平成24年11月
財務省・税関

日米AEO相互承認

が双方向化されます。

これまで日本から米国向けの貨物について実施されてきた日米AEO相互承認について双方向化されます。

※ 日米AEO相互承認の双方向化については、「グローバル・サプライチェーン・セキュリティに関する日米共同声明(本年5月発表)」において、日米両国がAEO相互承認の更なる深化に取り組むこととなっております。共同声明の内容については、

http://www.mofa.go.jp/mofai/kaidan/s_noda/usa_120429/gscs_gai.html

を参照下さい。

米国税関が認めた輸出者^(参考1)と取引を行う日本の輸入者の皆様は、以下の方法で、米国から日本に輸入される貨物について日本の税関手続で相互承認のメリットを受けることができます。

【参考1:米国税関が認めた輸出者】

米国のC-TPAT輸入者で輸出も行う事業者のうち、輸出に係る法令順守と貨物管理の体制が整備されている事業者として、米国税関が認めた輸出者

日本の輸入者の皆様が取引を行う米国の輸出者が、米国税関が認めた輸出者である場合には、その輸出者が保有する12桁の日米AEO相互承認用コード^(参考2)が、米国の輸出者から日本の輸入者の皆様に通知されます。

日本の輸入者の皆様は、そのコードを日本での輸入申告の際にNACCSの海外仕出人コード欄に入力して下さい。

【参考2:米国税関が認めた輸出者が保有する日米相互承認用コード(12桁)の体系】

“A”+英数字7桁+国コード2桁(US)+数字2桁:(例)A1B34567US00

米国税関から米国税関が認めた輸出者に対して、このコードを日本の取引相手である輸入者に伝達するよう通知されています。

日米AEO相互承認の内容については、

http://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/facilitation/ka210626.htm

を参照下さい。

ご不明な点は、各税関のAEO制度担当までお問い合わせ下さい。

函館税関 電話:0138-40-4254

東京税関 電話:03-3599-6343

横浜税関 電話:045-212-6125

名古屋税関 電話:052-654-4169

大阪税関 電話:06-6576-3391

神戸税関 電話:078-333-3071

門司税関 電話:050-3530-8312

長崎税関 電話:095-828-0126

沖縄地区税関 電話:098-862-9291

平成25年における延滞税等の特例基準割合について

関税法第12条第1項（延滞税）及び同法第13条第2項（還付加算金）に規定する年7.3%の割合は、これらの規定にかかわらず、当分の間、各年の特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては当該特例基準割合とすることとされています。

特例基準割合とは、各年の前年の11月30日を経過するときにおける商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合のことをいいます。

この特例措置は、平成11年度の関税法及び租税特別措置法の一部改正により平成12年1月1日から施行されており、毎年見直される特例基準割合を受けて、例年、関係各位にご連絡させて頂いているところです。

平成25年1月1日から平成25年12月31日に適用される延滞税（年7.3%の割合の部分に限る。）及び還付加算金の割合は、下記のとおり4.3%となりますので、修正申告等における延滞税計算の際にはご注意願います。

記

1. 平成24年11月30日を経過する時における商業手形の基準割引率
年0.30%

※ 「商業手形の基準割引率」は、日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められています。

2. 延滞税（年7.3%の割合の部分に限る。）及び還付加算金の特例基準割合の算出
年0.30% + 年4% = 年4.3%（特例基準割合）

算出した特例基準割合が年7.3%に満たないため、当該特例基準割合が適用され、**年4.3%**が延滞税及び還付加算金の割合となります。

（注）延滞税の割合については、年14.6%にかかる部分の変更はありません。

3. 延滞税等の特例基準割合適用の推移

- ① 平成19年1月1日 ~ 平成19年12月31日 → 年4.4%
- ② 平成20年1月1日 ~ 平成20年12月31日 → 年4.7%
- ③ 平成21年1月1日 ~ 平成21年12月31日 → 年4.5%
- ④ 平成22年1月1日 ~ 平成24年12月31日 → 年4.3%

4. 根拠法令

- ・ 関税法附則（昭29.4法61）第3項、第4項及び第5項
- ・ 租税特別措置法第94条、第95条及び第96条
- ・ 地方税法第72条の100第2項、第72条の104第3項及び第72条の106

本件に関する問い合わせ先 : 本関業務部収納課（TEL 045-212-6140）
または各支署・出張所 収納担当部門